

平成29年度人材開発支援助成金(旧キャリア形成促進助成金)

○ 職業訓練などを実施する事業主等に対して訓練経費や訓練中の賃金を助成し、労働者のキャリア形成を効果的に促進

支給対象となる訓練	対象	助成内容	助成率・助成額 注：()内は中小企業以外	
			生産性要件を満たす場合	
訓練関連				
特定訓練コース 労働生産性の向上等、訓練効果が高い内容について助成	中小企業以外 中小企業 事業主団体等	・労働生産性の向上に直結する訓練 ・一定の要件を満たす雇用型訓練(認定実習併用職業訓練、中高年齢者雇用型訓練)、若年労働者への訓練、熟練技能者による技能承継訓練等について助成	OFF-JT 経費助成：45(30)% 【60(45)% ※1】 賃金助成：760(380)円 OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成：665(380)円	OFF-JT 経費助成：60(45)% 【75(60)% ※1】 賃金助成：960(480)円 OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成：840(480)円
一般訓練コース	中小企業 事業主団体等	・特定訓練コース以外の訓練	OFF-JT 経費助成：30% 賃金助成：380円	OFF-JT 経費助成：45% 賃金助成：480円
制度導入関連				
・キャリア形成支援制度導入コース	中小企業	・セルフ・キャリアドック制度、教育訓練休暇等制度を導入し、実施した場合に助成。	制度導入助成 47.5万円	制度導入助成 60万円
・職業能力検定制度導入コース		・技能検定合格報奨金制度、社内検定制度、業界検定制度(※2)を導入し、実施した場合に助成。		

※備考

- ・事業所ごとの1年度内における助成上限額は1,000万円(一般訓練コースだけ活用する場合は500万円)
- ・特定訓練コースの助成対象訓練時間は10時間以上(一般訓練コースは20時間以上)

※1

- ・雇用型訓練において、建設業、製造業、情報通信業その他高度で実践的な訓練の必要性の高い分野(特定分野)の場合
- ・若者雇用促進法に基づく認定事業主又はセルフ・キャリアドック導入企業の場合

※2 業界検定制度の導入に係る助成対象は、事業主団体等(経費助成2/3)